

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和8年分

設置者名：花建工業 有限会社

設置名称：安定型最終処分場

設置場所：井原市稗原町字鍋山773番-1、他13筆

問合せ先：0866-67-3220

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

【産業廃棄物処理施設の維持管理等】

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1. 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項

別紙のとおり

2. 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

【公表すべき維持管理の状況に関する情報】

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物最終処分場	以下のとおり

イ、埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
がれき類	0											
ガラス・陶磁器くず	8.33											
石綿含有がれき類	14.37											
廃プラスチック類	0											

ロ、最終処分基準奨励第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果		擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合	
		ひび割れ	擁壁変位	措置を講じた年月日	措置の内容
埋め立てる 産業廃棄物の流出を 防止するための 擁護壁等	令和7年4月15日	無	無	—	—

ハ、最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った結果

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和8年 3月31日	測量中

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた日	計量の結果
カドミウム	最終処分場地下水上流			
全シアン	最終処分場地下水上流			
鉛	最終処分場地下水上流			
六価クロム	最終処分場地下水上流			
砒素	最終処分場地下水上流			
水銀	最終処分場地下水上流			
アルキル水銀	最終処分場地下水上流			
ホリ塩化ビフェニル	最終処分場地下水上流			
ジクロロメタン	最終処分場地下水上流			
四塩化炭素	最終処分場地下水上流			
1, 2-ジクロロエタン	最終処分場地下水上流			
1, 1-ジクロロエチレン	最終処分場地下水上流			
シス-1,2-ジクロロエチレン	最終処分場地下水上流			
1, 1, 1-トリクロロエタン	最終処分場地下水上流			
1, 1, 2-トリクロロエタン	最終処分場地下水上流			
トリクロロエチレン	最終処分場地下水上流			
テトラクロロエチレン	最終処分場地下水上流			
1,3-ジクロロプロペン	最終処分場地下水上流			
チウラム	最終処分場地下水上流			
シマジン	最終処分場地下水上流			
チオベンカルブ	最終処分場地下水上流			
ベンゼン	最終処分場地下水上流			
セレン	最終処分場地下水上流			
クロロエチレン	最終処分場地下水上流			
1,4-ジオキサン	最終処分場地下水上流			
1, 2-ジクロロエチレン	最終処分場地下水上流			

計量の対象	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた日	計量の結果
カドミウム	最終処分場地下水下流			
全シアン	最終処分場地下水下流			
鉛	最終処分場地下水下流			
六価クロム	最終処分場地下水下流			
砒素	最終処分場地下水下流			
水銀	最終処分場地下水下流			
アルキル水銀	最終処分場地下水下流			
ホリ塩化ビフェニル	最終処分場地下水下流			
ジクロロメタン	最終処分場地下水下流			
四塩化炭素	最終処分場地下水下流			
1, 2-ジクロロエタン	最終処分場地下水下流			
1, 1-ジクロロエチレン	最終処分場地下水下流			
シス-1,2-ジクロロエチレン	最終処分場地下水下流			
1, 1, 1-トリクロロエタン	最終処分場地下水下流			
1, 1, 2-トリクロロエタン	最終処分場地下水下流			
トリクロロエチレン	最終処分場地下水下流			
テトラクロロエチレン	最終処分場地下水下流			
1,3-ジクロロプロペン	最終処分場地下水下流			
チウラム	最終処分場地下水下流			
シマジン	最終処分場地下水下流			
チオベンカルブ	最終処分場地下水下流			
ベンゼン	最終処分場地下水下流			
セレン	最終処分場地下水下流			
クロロエチレン	最終処分場地下水下流			
1,4-ジオキサン	最終処分場地下水下流			
1, 2-ジクロロエチレン	最終処分場地下水下流			

計量の対象	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた日	計量の結果
カドミウム	最終処分場浸出水			
全シアン	最終処分場浸出水			
鉛	最終処分場浸出水			
六価クロム	最終処分場浸出水			
砒素	最終処分場浸出水			
水銀	最終処分場浸出水			
アルキル水銀	最終処分場浸出水			
ポリ塩化ビフェニル	最終処分場浸出水			
トリクロロエチレン	最終処分場浸出水			
テトラクロロエチレン	最終処分場浸出水			
ジクロロメタン	最終処分場浸出水			
四塩化炭素	最終処分場浸出水			
1, 2-ジクロロエタン	最終処分場浸出水			
1, 1-ジクロロエチレン	最終処分場浸出水			
シス-1,2-ジクロロエチレン	最終処分場浸出水			
1, 1, 1-トリクロロエタン	最終処分場浸出水			
1, 1, 2-トリクロロエタン	最終処分場浸出水			
1, 3-ジクロロプロペン	最終処分場浸出水			
チウラム	最終処分場浸出水			
シマジン	最終処分場浸出水			
チオベンカルブ	最終処分場浸出水			
ベンゼン	最終処分場浸出水			
セレン	最終処分場浸出水			
1, 2-ジクロロエチレン	最終処分場浸出水			
BOD	最終処分場浸出水			

